

（訂正とお詫び）「明るい日田」前号で住民税均等割世帯に7万円が振り込まれる期日は「3月10日までに」となっていました。が、「3月11日以降順次」と訂正します。

# 第9期介護保険料

## 基準額は基金活用し据え置き

第9期日田市高齢者保健福祉計画が改定され、所得段階別介護保険料（案）が決まりました。準備基金を4億6千万円活用し基準額を据え置きました。

第9期（R6～R8）の日田高齢者保険福祉計画（案）が策定され、介護保険制度の施設などやサービスの利用見込、保険料が発表されました。介護保険料は第8期（R3～R5）の保険料基準額と同額の年額6万8700円（月額5725円）です。第8期の介護保険料は所得段階が9段階までで、第1段階が基準

額の0.3で年額2万610円です。最高の9段階は基準額の1.75で年額12万230円でした。しかし、第9期では国が13段階まで所得段階を広げるので、それに伴い保険料は左表のようになります。第1段階から第3段階まで、第8期より年額1030円減額になります。第4段階から第9段階

まで第8期と同額で、第10段階から最高の13段階は第9期からの新たな保険料となります。日本共産党日田市議団は、第9期の保険制度改定にあたっては、介護保険会計の5億円の準備基金を活用し、保険料を引き下げるよう議会でも主張、また市民団体と共同で引下げを求めてきました。計画では、今回の改定にあたって基金を約4億6千7百万円を活用し、保険料の上昇を抑えています。

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合	第9期保険料		
				年額(円)	月額(円)	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護・老齢年金受給・又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.285	19,580	1,632
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円越し120万円以下	0.485	33,320	2,777
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超し	0.685	47,060	3,922
第4段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.83	57,020	4,752
第5段階			第4段階以外	1.00 (基準額)	68,700	5,725
第6段階	本人が住民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満	1.20	82,440	6,870
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	89,310	7,443
第8段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円以下	1.50	103,050	8,588
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.75	120,230	10,019
第10段階			本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.95	133,970	11,164
第11段階			本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.15	147,710	12,309
第12段階			本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.35	161,450	13,454
第13段階			本人の合計所得金額が720万円以上	2.45	168,320	14,027